教科書採択に関する要請書

野田市教育委員会委員長　宮田　弘　殿
野田市教育委員会教育長　宮内好雄　殿

署名呼びかけ団体　子どもと教科書東葛ネット２１
要請者代表　森本房子
住所　野田市岩名２－２２－７

要請項目

一．来年度より野田市内の公立中学校で使用される社会科教科書の選定にあたっては、「新しい歴史教科書をつくる会」が関わって作られた歴史および公民教科書を、絶対に採用しないでください。

二．すべての強化の教科書の選定にあたっては、「平和主義」、「国民主権」を定めた憲法の原則に忠実な内容、編集方針の教科書を採用してください。

三．また選定にあたっては、自主的、民主的協議の尊重、および教育への不当な支配排除を定めた教育基本法にもとづく厳正、公正ば審査を行ってください。

要請趣旨

〔理由１〕憲法の原則をないがしろにしてはなりません。

「つくる会」の歴史教科書が中学生に教え込もうとする日本の歴史は、要約すれば、〈天皇によって始められた日本が、弱肉強食の世界の中で、優秀な指導者と臣民の中世と奉仕により、武力を持って自立してきた〉という天皇中心の記述に貫かれています。史実をねじまげ日本の自立を強調する文脈には、万世一系・天皇中心の歴史物語が強調される一方で、朝鮮・中国への植民地支配をアジア開放のための戦争と美化までしています。

公民教科書においては、自衛隊の海外派兵を全面的に支持肯定し、基本的人権の制限や男女平等の否定誘導等々、いずれも憲法に定められた主権在民の尊重、そして平和主義の精神に大きく反する内容のものとなっています。

「つくる会」では〈学習指導要領に合致したもの〉と自画自賛していますが、とんでもありません。学習指導要領が目標に掲げる『国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う』、『国際協調の精神を養う』とする教科目標とはまるで正反対の編集方針で貫かれています。こうした、憲法の原則にも反する「つくる会」の教科書を子どもたちに与えるべきではありません。

〔理由２〕野田市の『人権・平和尊重都市宣言』に相反してはなりません。

私たち野田市民は、平成９年５月、日本国憲法および地方自治法の基本理念に則り、『個性豊かなまちづくりを行う人権・平和都市宣言』を宣言しました。この宣言の主旨は、全国はもとより、世界の隅々に生かしていきたい誇るべき理念を謳っています。しかるに、問題の教科書の内容は、この宣言・施策と明らかに相反しています。市民憲章、人権・平和尊重都市宣言の趣旨からも「つくる会」の教科書は採用すべきではありません。

〔理由３〕採用すれば必ず悪影響が出ます。

この教科書は、その非科学的な内容や編集方針、宣伝手法が国の内外から厳しい批判を浴びています。この教科書を野田市で採用することは、２１世紀の国際社会に生きていく野田市の子どもたちの教育に悪影響を与えるばかりでなく、野田市の教育行政と私たち野田市民が「侵略と加害の歴史を栄光」と考える人々の主張に賛同しているとみなされ、日本中、世界中から厳しい非難と抗議がまき起こるでしょう。そのようなことは断じて認められません。

〔理由４〕違法な事前宣伝に惑わされない厳正・公正な審査を行ってください。

さる４月７日、「つくる会」による歴史・公民教科書の白表紙本（検定申請本）が発売元・扶桑社によって漏出されていることが報じられました。白表紙本は検定の公正さを確保するために、検定の実施細目で「申請者は検定審査が終了するまでは内容が申請者以外に知られないよう適切に管理しなければならない」という定めに違反する明白な違法行為であり、文科省はただちに検定の取り消しを行うべきですが、このような違法がまかり通っている今、貴教育委員会および教育長におかれては、違法な事前宣伝・普及活動に惑わされない厳正かつ公正な審査を行ってください。

以上、要請いたします。

２００５年　　月　　日

住　所	氏　名